

●香川県監査委員公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、香川県知事から財政的援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成27年5月29日

香川県監査委員 林 勲
同 大西 均
同 香川 芳文
同 高城 宗幸

1 監査対象年度 平成25年度

2 措置の状況

団体名	監査の結果		措置の状況
高松空港振興期成会	指導注意事項	委託契約について、新年度に新たに契約を締結すべきであったにもかかわらず、前年度の契約の変更により委託期間を延長していたものがあつた。	直ちに新年度分の委託契約を締結する措置を講じた。以降、経理担当職員を含む複数の職員によるチェック体制を整備し、適正な事務の執行に努めている。
	検討指示事項	会計事務等の具体的な処理の基準となる規程の制定を検討する必要がある。	具体的な処理基準について、現行規程の改正作業を進めている。
公益財団法人置県百年記念香川県文化芸術振興財団	指導注意事項	預金口座に入金した現金（販売代金）について、現金出納帳への記載漏れがあつた。	預金口座に入金した現金（販売代金）について、現金出納帳へ記載し、出納員及び収支命令者が確認をしている。なお、年2回、事務局長が当該事務処理が適正になされているか、改めて確認を行っている。
一般財団法人かがわ県産品振興機構	指導注意事項	同一の印影の公印を複数作成し各部で使用しており、これを改める必要がある。また、通帳と印鑑を同じ者が保管しているものがあつた。	部ごとに異なる印鑑を作成した。また、通帳と印鑑の管理についても、印鑑は各部の部長等の指定された職員、通帳は経理担当者というように、別の者が管理するよう改めた。
		金融機関のキャッシュカードの使用については、リスク回避を考慮した管理規程を定めるなど、キャッシュカードの適切な管理に努める必要がある。	キャッシュカードの管理、使用方法について定めた規程を策定し、各部の部長等の指定された職員が保管すること等を定めた。
	検討指示事項	法人本部において、県外も含め、各部門の会計事務を定期的に点検・確認する体制の整備を検討する	各部門の収支状況を定期的に報告させ、法人本部部門で点検・確認するように事務処理を改めた。

		<p>必要がある。</p> <p>収益事業について、収入調定何書が作成されていなかった。また、日々の現金収入と売上データを照合した者の記録の保存及び現金の保管方法について、検討する必要がある。</p>	<p>収益事業会計のうち、販売促進部の収入について、月まとめで収入調定何書を作るよう事務処理を改めた。また、現金収入と売上データの記録簿に照合した者が確認印を押したものを保存するように改めた。日々の現金収入については、遅くとも翌営業日までに金融機関に預けることを徹底した。</p>
学校法人藤井学園	検討指示事項	<p>現金の出納については、会計規程に基づき必要な帳簿を作成して適切に記録し、定期的に帳簿と現金残高を照合する必要がある。</p>	<p>現金の出入ごとに現金入出金確認帳に記帳し、原則として毎日、帳簿と現金残高を照合することとした。</p>
社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団	検討指示事項	<p>未収金回収のための取組強化について検討する必要がある。</p>	<p>「かがわ総合リハビリテーション病院未収金管理要領」に定める催告状を本人又は保証人あてに送付した。平成27年度中に未収金回収のための研修受講や先進施設（病院）の視察等を行い、職員のスキルアップを図るなど取組強化を行う。</p>
社会福祉法人香川県社会福祉事業団	指導注意事項	<p>帳簿に収入印紙の登記が漏れているものがあつた。</p>	<p>平成26年9月25日付けで帳簿に登記した。</p>
公益社団法人香川県聴覚障害者協会	検討指示事項	<p>施設の維持管理業務委託等については、複数の者から見積書を徴収するなど、競争性の確保を図る必要がある。</p>	<p>平成27年度からの業務委託については、複数事業者から見積書を徴収して業者を選定するように見直しを図った。</p>
公益財団法人かがわ産業支援財団	指導注意事項	<p>指定管理者として管理している施設の会議室等については、県から受託して使用料等の徴収事務を行っているが、前納すべき使用料を後納で徴収しているものがあつた。</p>	<p>FROM香川及びネクスト香川の会議室等の使用料等の徴収事務については、許可通知書と同時に納入通知書を送付し、前納すべき使用料については、全て前納で徴収するように改めている。</p>
香川県信用保証協会	検討指示事項	<p>出張申告書により概算払をした旅費について、精算確認の方法を検討する必要がある。</p>	<p>支出した旅費については、帰着後精算確認を行うよう様式を見直した。</p>
公益財団法人	検討指示事項	<p>財務諸表は、公益法人会計基準</p>	<p>財務諸表については、公益法人</p>

人瀬戸大橋 記念公園管 理協会	項	で定められた様式とするともに、財務規程の見直しを検討する必要がある。また、財務規程第46条の備品について、全てを固定資産として計上しているが、固定資産として減価償却するものと固定資産以外の物として単年度に費用計上するものを区分して処理する必要がある。	会計基準で定められた様式とする。固定資産については、税法上の減価償却と合わせ、取得価格10万円以上のものを固定資産として減価償却することとし、取得価格10万円未満の備品は単年度に費用計上する。 上記のことについて、平成27年3月24日の理事会で必要な財務規程の改正を行い、平成26年度決算分から適用する。
瀬戸内国際 芸術祭実行 委員会	指導注意事 項	作品鑑賞パスポートの販売収入に係る現金については、現金受払簿に登記するなど、より適切に管理する必要がある。	作品鑑賞パスポートの販売収入に係る現金については、現金受払簿に登記するとともに、複数の職員で確認を行うようチェック体制を強化する。
		チケット関係の現金について仕訳入力を誤っていたため、貸借対照表で現金が過大に計上されていた。	今後は、チケット関係の現金収入を含め、仕訳入力に誤りがないか、チェックを徹底する。
		作品鑑賞パスポートの廃札については、その処理手続を明確に定めるとともに、廃札処理の記録を保存する必要がある。	作品鑑賞パスポートの廃札については、その処理手続を明確に定めるとともに、廃札処理の記録を作成し、パスポート管理元帳での管理を徹底する。
	検討指示事 項	複式簿記を原則とする財務規程を定めるなど、決算報告の信頼性をより高める必要がある。	会計処理については、複式簿記を原則とする処理を試行的に行いながら検討を進め、平成27年度中に方向性について結論を得る。
		会計年度末日現在の預金残高証明書により預金残高を確認する必要がある。	今後は、会計年度末日現在の残高証明書を取ることにより、預金残高の確認を徹底する。
公益財団法 人香川県水 産振興基金	指導注意事 項	非常勤役員等の報酬に係る所得税の源泉徴収がされていなかった。	平成26年12月に平成25年分、26年分を税務署に申告、納税した。平成27年以降の報酬については源泉徴収を実施して、適切に事務処理を行う。
	検討指示事 項	資金運用指針については、安全性、健全性及び流動性を考慮して対象とする金融商品を選定すると	平成27年3月9日の理事会で、資金運用指針の見直し（資金運用計画の内容を具体的に記載。運用

		ともに、金融商品の運用期間を定めるなど、その見直しを検討する必要がある。	期間について具体的に明記) を実施した。
公益財団法人香川県建設技術センター	指導注意事項	パソコンの5年間の保証及び保守サービス料について、前金で全額支払っているが、一括で費用計上しており、前払費用として処理していなかった。	パソコンの5年間の保証及び保守サービス料については、平成25年度において一括費用計上済みのため、平成26年度で一旦全額収益(雑収益)として、前払費用を計上し、平成26年度から5年間で費用化することとしている。
	検討指示事項	公益財団法人香川県建設技術センター財務規程で別に定められている固定資産管理要領が定められていなかった。	固定資産(基本財産、特定資産及びその他の固定資産)の処理に関して規定した固定資産管理要領を策定し、平成27年4月1日から施行することとしている。
いくしまスポーツチャレンジ共同体	指導注意事項	公の施設の管理業務に係る事業報告書と団体を構成する各企業の実績の金額が合致しないものがあった。団体の各構成員が連携して事業報告書を適切に作成する必要がある。	指定管理者である団体の代表企業において、公の施設の管理業務に係る事業報告書と団体の構成企業の決算報告の金額が一致するように突合・確認を行い、適正な事業報告書を作成する。また、事業報告書は月次報告書の積み上げであることから、平成26年12月以降は毎月、月次報告書作成時にも同様のチェックを行っている。